

訪問型サービスの類型

基準	スマイルヘルパー (訪問介護相当サービス(独自))	あんしんサポーター (訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス))
サービス内容	自立支援・介護予防のための共に行う現行の介護予防訪問介護と同様のサービス(身体介護中心)	自立支援・介護予防のための共に行う雇用労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)などによる緩和した基準の生活支援
対象者	要支援1・2または事業対象者で、身体介護を中心とした支援を必要とする方 次の(1)～(5)全てに該当する方 (1)原則一人暮らしの方(原則以外、要相談) (2)基本チェックリスト①複合項目、②運動機能、⑥認知機能、⑦うつ のいずれかに該当 (3)生活行為評価票においてADL、IADLの掃除、洗濯、買物、調理、ごみ出し、外出、内服に支障がある (4)ケアプラン会議で必要性が認められる (5)認知症や精神疾患等のために、体調管理等の状態観察を必要とする	要支援1・2または事業対象者で、生活援助及び体調管理等の状態観察を必要とする方 次の(1)～(5)全てに該当する方 (1)原則一人暮らしの方(原則以外、要相談) (2)基本チェックリスト①複合項目、②運動機能、⑥認知機能、⑦うつ のいずれかに該当 (3)生活行為評価票においてADL、IADLの掃除、洗濯、買物、調理、ごみ出しに支障がある (4)ケアプラン会議で必要性が認められる (5)認知症や精神疾患等のために、体調管理等の状態観察を必要とする
提供の方法	自立支援・介護予防のためにサービスを利用者と共に行い、利用者自身ができることが増えるように支援する 訪問介護相当サービスは必要に応じて、短期集中予防サービス(訪問型サービスC)によるアセスメント訪問を組み合わせる	自立支援・介護予防のためにサービスを利用者と共に行い、利用者自身ができることが増えるように支援する 訪問型サービスAは必要に応じて、短期集中予防サービス(訪問型サービスC)によるアセスメント訪問を組み合わせる
人員	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者※ 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画／必要な設備・備品	
単価	現行と同様 ◆訪問型サービス費Ⅰ(事業対象者、要支援1・2) 週1回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者 1か月につき1,176単位 ◆訪問型サービス費Ⅱ(事業対象者、要支援1・2) 週2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者 1か月につき2,349単位 ◆訪問型サービス費Ⅲ(事業対象者、要支援2) 週2回を超える程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者 1か月につき3,727単位	現行と同様 ◆訪問型サービス費Ⅰ(事業対象者、要支援1・2) 週1回程度の訪問型サービスAが必要とされた者 1か月につき941単位 ◆訪問型サービス費Ⅱ(事業対象者、要支援1・2) 週2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者 1か月につき1,879単位 ◆訪問型サービス費Ⅲ(事業対象者、要支援2) 週2回を超える程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者 1か月につき2,982単位
加算・減算 (主なもの)	(加算) ・初回加算:200単位/月 ・介護職員処遇改善加算:単位数×一定割合 ・生活機能向上連携加算(Ⅰ):100単位/月 (通所リハ、訪問リハ、医療提供施設、訪問C) ・生活機能向上連携加算(Ⅱ):200単位/月 (通所リハ、訪問リハ、医療提供施設、訪問C) ・介護職員等特定処遇改善加算:単位数×一定割合 ・口腔連携強化加算:50単位/回 (減算) ・同一建物減算1～3:単位数×一定割合 ・高齢者虐待防止措置未実施減算1:-12単位/月 ・高齢者虐待防止措置未実施減算2:-23単位/月 ・高齢者虐待防止措置未実施減算3:-37単位/月	(加算) ◎初回加算:200単位/月 ・介護職員処遇改善加算:単位数×一定割合 ◎生活機能向上連携加算(Ⅰ):100単位/月 (通所リハ、訪問リハ、医療提供施設、訪問C) ◎生活機能向上連携加算(Ⅱ):200単位/月 (通所リハ、訪問リハ、医療提供施設、訪問C) ・介護職員等特定処遇改善加算:単位数×一定割合 ・口腔連携強化加算:50単位/回 (減算) ・同一建物減算1～3:単位数×一定割合 ・高齢者虐待防止措置未実施減算1:-12単位/月 ・高齢者虐待防止措置未実施減算2:-23単位/月 ・高齢者虐待防止措置未実施減算3:-37単位/月
新規・変更	(加算) ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ):単位数×一定割合	(加算) ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ):単位数×一定割合
利用者負担	1割(一定所得以上は2割・3割)	
提供者	訪問介護事業所	
事業の実施方法	事業所指定	
運営	・個別サービス計画を作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画を作成 ※作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類(本人の同意欄の設定は任意)を交付 ◎印の加算を算定する場合は、個別サービス計画の作成が必要 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払	
ケアマネジメント	ケアプラン作成、モニタリング実施	ケアプラン(生活行為評価票)作成、モニタリング実施